平成 26 年２月 17 日

各　位

会　社　名　丸全昭和運輸株式会社
代表者名　取締役社長　浅井俊之
（コード番号　９０６８　東証第１部）
問合せ先　取締役総務部長　中野正也
（ＴＥＬ　０４５－６７１－５７１１）

第５回転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、平成 26 年２月 17 日開催の取締役会において、下記のとおり、130％コールオプション条項付第５回無担保転換社債型新株予約権付社債（期中償還請求権および転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）の発行を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権付社債の募集につきましては、払込金額（各社債の金額 100 円につき金 100 円）と異なる価格（発行価格、各社債の金額 100 円につき金 102.5 円）で一般募集を行います。

【本新株予約権付社債発行の背景】

国内経済は、日銀の大規模金融緩和策の効果などにより過度な円高の是正や株価の回復が進み、企業業績や個人消費の一部に改善の動きを見ることができるようになりました。一方物流市場では、生産拠点の海外移転が基幹素材産業においても加速し、国内においても、ネット通販の拡大が衣料、食品などあらゆる分野の流通に影響を与えています。

そのような環境のなか、当社グループは、“グローバルな視点でサプライチェーンを最適化するロジスティクス・パートナー”を目指し、平成 25 年度を初年度とする第五次中期経営計画を策定しました。物流業界は激動の時代を迎えており、当社グループが永続的に成長するためには、「丸全らしさ」を維持しながらも企業体質を転換しなければならないと考えております。

第五次中期経営計画では、この環境の変化をチャンスと捉え、新規事業領域への参入に向けた大型投資、戦略的組織への改編、経営資源の強化分野へのシフト等、企業体質を変革し、成長への道筋をつけていくこと、３ＰＬ事業とグローバル物流事業の拡大を柱に深耕営業の強化等を狙いとしています。

重点施策として、売上の拡大、人材の強化、企業基盤の強化を掲げています。具体的に売上の拡大としては、既存荷主企業の物流３ＰＬ化および新規３ＰＬ案件の獲得、海外展開への営業強化、アジアにおける機工・プラント事業の拡大、海外現地法人の業容拡大、既存荷主企業の成長分野への営業強化等を推進してまいります。また企業基盤の強化として、国内物流機能、グローバル物流機能、情報システムの強化も併せて推進してまいります。

上記の施策を推進していくために、必要な設備投資資金の確保を目的として、本新株予約権付社債の発行を決議いたしました。

本新株予約権付社債発行は、時価を上回る水準に転換価額を設定することや当社株式への転換時において保有自己株式を活用することで新株の発行を抑制しつつ、将来における転換に伴う株主資本増強を通じてさらなる成長に向けた投資余力を拡大することを企図しております。加えてゼロ・クーポンにて発行されるため、将来の金利上昇に備えるとともに、調達コストの最小化を図ることができ、当社にとって最適な調達手段であると考えております。

ご注意：この文書は、当社が 130％コールオプション条項付第５回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書およびその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

１．社 債 の 名 称	丸全昭和運輸株式会社130％コールオプション条項付第５回無担保転換社債型新株予約権付社債（期中償還請求権および転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）
２．社 債 の 総 額	金50億円
３．各 社 債 の 金 額	金100万円
４．社債、株式等の振替に関する法律の適用	本新株予約権付社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受け、振替機関（第31項に定める。以下同じ。）の振替業に係る業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとする。社債等振替法に従い本新株予約権付社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）が新株予約権付社債券の発行を請求することができる場合を除き、本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券は発行されない。社債等振替法に従い本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券が発行される場合、かかる新株予約権付社債券は無記名式とし、本社債権者は、かかる新株予約権付社債券を記名式とすることを請求することはできない。
５．社債の利率	本社債には利息を付さない。
６．社債の払込金額	各社債の金額100円につき金100円
７．社 債 の 発 行 価 格	各社債の金額100円につき金102.5円
８．社債の償還金額	各社債の金額100円につき金100円 ただし、期中償還請求（第12項第（３）号①に定義する。以下同じ。）による償還の場合は第12項第（３）号に定める金額により、繰上償還する場合は第12項第（４）号乃至第（６）号に定める金額による。
９．新株予約権または社債の譲渡	本新株予約権付社債は、会社法第254条第２項本文および第３項本文の定めにより本新株予約権または本社債の一方のみを譲渡することはできない。

10. 担保・保証の有無

本新株予約権付社債には担保または保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

11. 社 債 管 理 者

株式会社横浜銀行（代表）および三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

12. 償還の方法および期限

（１） 本社債は、平成31年３月29日にその総額を償還する。ただし、本社債の期中償還請求による償還の場合は本項第（３）号に、繰上償還に関しては、本項第（４）号乃至第（６）号に定めるところによる。

（２） 本社債を償還すべき日（本項第（３）号乃至第（６）号の規定により本社債を繰上償還する日を含み、以下「償還期日」という。）が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。

（３） 期中償還請求による償還

① 期中償還請求権

ご注意：この文書は、当社が 130％コールオプション条項付第５回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書およびその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

本社債権者は、平成29年１月20日から平成29年２月２日までの間（以下「期中償還請求期間」という。）に本社債の償還を請求（以下「期中償還請求」という。）することができる。この場合、当社は、期中償還請求のあった本社債全額につき平成29年３月２日に各社債の金額100円につき金100円で償還するものとする。ただし、当社が本項第(４)号乃至第(６)号の規定により平成29年１月19日以前に償還に必要な事項について公告を行ったときは、期中償還請求権は消滅するものとする。

② 期中償還請求の方法

期中償還請求しようとする本社債権者は、期中償還請求期間に本新株予約権付社債の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関または口座管理機関（以下「直近上位機関」という。）を通じて第33項に定める支払代理人に期中償還請求を行う旨を通知する。支払代理人に対し期中償還請求に要する事項を通知した者は、その後これを撤回することはできない。

③ 期中償還請求の効力

本社債の期中償還請求の効力は、期中償還請求に要する事項の通知が第33項に定める支払代理人に到着した日に発生する。

（４） 組織再編行為による繰上償還

① 組織再編行為（本号⑤に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合は取締役会で承認した場合または会社法に従いその他の機関が決定した場合）において、当社が、かかる承認の日（以下「組織再編行為承認日」という。）までに、社債管理者に対し、承継会社等（本号⑥に定義する。）が理由の如何を問わず当該組織再編行為の効力発生日において日本の金融商品取引所における上場会社であることを、当社としては想定していない旨を記載し、当社の代表者の記名捺印した書面を交付した場合には、当社は、償還日（当該組織再編行為の効力発生日またはそれ以前の日とする。ただし、当該組織再編行為の効力発生日が組織再編行為承認日から30日以内に到来する場合には、本①に定める公告を行った日から30日目以降の日とする。）の30日前までに必要事項を公告したうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本号②乃至④に従って決定される償還金額（以下「組織再編行為償還金額」という。）で繰上償還する。

② 組織再編行為償還金額は、参照パリティ（本号③に定義する。）および償還日に応じて本②の表（本社債の各社債の金額に対する割合（百分率）として表示する。）に従って決定される。

組織再編行為償還金額(%)

償還日	参照パリティ									
	60	70	80	90	100	110	120	130	140	150
平成26年３月４日	98.79	100.65	103.37	107.03	111.68	117.32	123.98	131.64	140.26	150.00
平成27年３月31日	99.29	100.88	103.38	106.88	111.44	117.06	123.75	131.48	140.25	150.00
平成28年３月31日	99.62	100.82	103.01	106.33	110.82	116.47	123.27	131.16	140.12	150.00
平成29年３月２日	100.00	100.00	102.09	105.37	109.87	115.61	122.55	130.66	140.00	150.00
平成29年３月３日	98.70	99.92	102.09	105.37	109.87	115.61	122.55	130.66	140.00	150.00
平成30年３月31日	99.11	99.69	101.14	103.88	108.16	114.04	121.43	130.17	140.00	150.00
平成31年３月28日	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	110.00	120.00	130.00	140.00	150.00

（注）上記表中の数値は、平成26年２月７日（金）現在における見込みの数値であり、平成26年２月25日（火）から平成26年２月27日（木）までの間のいずれかの日（以下「転換価額等決定日」という。）に、当該転換価額等決定日における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティおよびその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本社債の価値を反映する金額となるような数値に決定される。

ご注意：この文書は、当社が 130%コールオプション条項付第５回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書およびその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

③　「参照パリティ」は、(ｲ)当該組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合には、当社普通株式１株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時点で有効な転換価額（第13項第(７)号③に定義する。）で除して得られた値（小数第５位まで算出し、小数第５位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とし、(ﾛ)上記(ｲ)以外の場合には、会社法に基づき当社の取締役会その他の機関において決議または決定された当該組織再編行為の条件（当該組織再編行為に関して支払われもしくは交付される対価を含む。）が公表された日の直後の取引日に始まる５連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含まない。以下本項において同じ。）の平均値を、当該５連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第５位まで算出し、小数第５位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該５連続取引日において第13項第(10)号、第(11)号または第(15)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該５連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、社債管理者と協議のうえ合理的に調整されるものとする。本③、本項第(５)号②および本項第(６)号①において「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が営業している日をいい、当社普通株式の普通取引の終値が発表されない日を含まない。

④　参照パリティまたは償還日が本号②の表に記載されていない場合には、組織再編行為償還金額は、以下の方法により算出される。

(ｲ)　参照パリティが本号②の表の第１行目に記載された２つの値の間の値である場合、または償還日が本号②の表の第１列目に記載された２つの日付の間の日である場合には、組織再編行為償還金額は、かかる２つの値またはかかる２つの日付に対応する本号②の表中の数値に基づきその双方につきかかる２つの値またはかかる２つの日付の間を直線で補間して算出した数値により算出した数値（小数第５位まで算出し、小数第５位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。ただし、日付に係る補間については、１年を365日とする。

(ﾛ)　参照パリティが本号②の表の第１行目の右端の値より高い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。

(ﾊ)　参照パリティが本号②の表の第１行目の左端の値より低い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。

ただし、組織再編行為償還金額は各社債の金額の150％を上限とし、本号②の表および本④(ｲ)乃至(ﾊ)の方法に従って算出された値が150％を超える場合には、組織再編行為償還金額は各社債の金額の150％とする。また、組織再編行為償還金額は、各社債の金額の100％を下限とし、本号②の表および本④(ｲ)乃至(ﾊ)の方法に従って算出された値が100％未満となる場合には、組織再編行為償還金額は各社債の金額の100％とする。

⑤　「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併、吸収分割または新設分割（承継会社等が、本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。）、当社が他の株式会社の完全子会社となる株式交換または株式移転、およびその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の株式会社に引き受けられることとなるものを総称していう。

⑥　「承継会社等」とは、次の(ｲ)乃至(ﾎ)に定める株式会社を総称していう。

(ｲ)　合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）　吸収合併存続株式会社または新設合併設立株式会社

(ﾛ)　吸収分割　吸収分割承継株式会社

(ﾊ)　新設分割　新設分割設立株式会社

(ﾆ)　株式交換　株式交換完全親株式会社

ご注意：この文書は、当社が 130％コールオプション条項付第５回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書およびその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(ホ)　株式移転 株式移転設立完全親株式会社

(ヘ)　上記(イ)乃至(ホ)以外の日本法上の会社組織再編手続 本社債に基づく当社の義務を引き受ける株式会社

（５）　上場廃止等による繰上償還

①　(イ)当社以外の者（以下「公開買付者」という。）によって、当社普通株式の保有者に対して金融商品取引法に基づく当社普通株式の公開買付けがなされ、(ロ)当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(ハ)当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止される可能性があることを当社または公開買付者が公表または認容し（ただし、当社または公開買付者が、当該公開買付け後も当社が日本の金融商品取引所における上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ(ニ)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日（当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。以下同じ。）から15日以内に必要事項を公告したうえで、当該公告において指定した償還日（かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本号②に従って決定される償還金額（以下「上場廃止等償還金額」という。）で繰上償還する。

②　上場廃止等償還金額は、本項第(４)号記載の組織再編行為償還金額の算出方法と同様の方法により算出される。ただし、参照パリティは、(イ)当該公開買付けの対価が金銭のみである場合には、公開買付期間の末日時点で有効な公開買付価格を、同日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第５位まで算出し、小数第５位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、公開買付期間の末日に終了する５連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値を、公開買付期間の末日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第５位まで算出し、小数第５位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該５連続取引日において第13項第(10)号、第(11)号または第(15)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該５連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、社債管理者と協議のうえ合理的に調整されるものとする。

③　本号①および②にかかわらず、当社または公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編行為を行う旨の意向を、当該公開買付けに係る公開買付期間の末日までに公表した場合には、本号の規定は適用されない。ただし、当該取得日から60日以内に当該組織再編行為に係る組織再編行為承認日が到来しなかった場合、当社は、かかる60日間の末日から15日以内に必要事項を公告したうえで、当該公告において指定した償還日（かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上場廃止等償還金額で繰上償還する。

④　本項第(４)号に定める繰上償還事由および本号①または③に定める繰上償還事由の両方が発生した場合には、本社債は本項第(４)号に従って償還されるものとする。ただし、本項第(４)号に定める繰上償還事由が発生した場合において、組織再編行為承認日の前に本号①または③に基づく公告が行われたときは、本社債は本号に従って償還されるものとする。

（６）　130%コールオプション条項

①　当社は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値がある20連続取引日にわたり、当該終値が当該各取引日に適用のある第13項第(７)号③に定める転換価額の130%以上であった場合、平成29年３月31日以降いつでも、当該20連続取引日の最終日から15日以内かつ当該償還期日に先立つ30日以上60日以下の期間内に必要な事項を公告した上で、その時点において未償還の本社債の全部（一部は不可）を繰上償還することができる。なお、当社が当社普通株

ご注意：この文書は、当社が 130%コールオプション条項付第５回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書およびその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

式の株式分割または当社普通株式に対する当社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）を行う場合、当該株式分割等の基準日（基準日を定めない場合は、効力発生の前日とし、基準日または効力発生日の前日が取引日でない場合は、その直前の取引日。以下本号において同じ。）の２取引日前の日から当該株式分割等の基準日（当日を含む。）までの３取引日についての本条項の適用にあたっては、第13項第(10)号②の規定にかかわらず、当該各取引日の30日前の日における当社の発行済普通株式総数（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）を既発行株式数として、当該株式分割等により発行されることとなる株式数を発行・処分株式数（ただし、当社普通株式の分割を行う場合は、当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を除く。）として、第13項第（９）号に定める新株発行等による転換価額調整式に当てはめて計算された転換価額をもって、当該各取引日に適用ある転換価額とする。この場合の償還金額は各社債の金額100円につき金100円とする。

② 本項第（４）号または第（５）号①もしくは③に定める繰上償還事由および本号①に定める繰上償還事由の両方が発生した場合には、本社債は本項第（４）号または第（５）号①もしくは③に従って償還されるものとする。ただし、本項第（４）号または第（５）号①もしくは③に定める繰上償還事由が発生した場合において、組織再編行為承認日または当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の前に本号①に基づく公告が行われたときは、本社債は本号に従って償還されるものとする。

（７） 当社は、前３号に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取消すことはできない。また、前４号の規定により本社債を繰上償還する場合には、償還される本社債に付された本新株予約権は、本社債の償還により第13項第（４）号⑤に従って本新株予約権が行使できなくなることによりその全部が消滅する。

（８） 当社は、法令または振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に別途定められている場合を除き、払込期日（第30項に定める。）の翌日以降いつでも本新株予約権付社債を買入れることができる。買入れた本社債を消却する場合、本新株予約権については第13項第（５）号に従って行使できなくなることにより消滅する。

13. 新株予約権の内容

（１） 本社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は１個とし、合計5,000個の本新株予約権を発行する。

（２） 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

（３） 新株予約権の目的である株式の種類および数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

本新株予約権の目的である株式の数は、同一の新株予約権者により同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を本項第（７）号③に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に１株未満の端数を生ずる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

（４） 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権付社債の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、平成26年４月１日から平成31年３月27日までの間（以下「行使請求期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使し、当社に対して当社普通株式の交付を請求すること（以下「行使請求」という。）ができる。ただし、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。

① 当社普通株式に係る株主確定日（会社法第124条第１項に定める基準日をいう。）およびその前営業日（振替機関の休業日でない日をいう。以下同じ。）

② 振替機関が必要であると認めた日

③ 第12項第（３）号に定める期中償還請求により償還される本社債に付された本新株予約権につい

ご注意：この文書は、当社が 130%コールオプション条項付第５回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書およびその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

ては、直近上位機関を通じて第33項に定める支払代理人に期中償還請求を行う旨を通知した日以降

④　組織再編行為において承継会社等の新株予約権を交付する場合で、本新株予約権の行使請求の停止が必要となるときは、当社が行使請求を停止する期間（当該期間は１か月を超えないものとする。）その他必要な事項をあらかじめ書面により社債管理者に通知し、かつ、当該期間の開始日の１か月前までに必要な事項を公告した場合における当該期間

⑤　第12項第（４）号乃至第（６）号に定めるところにより、平成31年３月28日以前に本社債が償還される場合には、当該償還日の前銀行営業日以降

⑥　第19項に定めるところにより、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失日（当日を含める。）以降

（５）　新株予約権の行使の条件

当社が本新株予約権付社債を買入れ本社債を消却した場合には、当該本社債に係る本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部について本新株予約権を行使することはできないものとする。

（６）　新株予約権の取得条項

本新株予約権の取得条項は定めない。

（７）　新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額またはその算定方法

①　各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権に係る各本社債を出資するものとする。

②　各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の払込金額と同額とする。

③　各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。ただし、本項第(22)号において、「転換価額」は、承継新株予約権の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算出するにあたり用いられる価額をさす。）は、当初、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式による需要状況等の結果を考慮し、平成26年２月25日（火）から平成26年２月27日（木）までの間のいずれかの日（転換価額等決定日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に、120％から125％の範囲内で決定される値を乗じて算出される金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てるものとする。なお、上記の計算の結果算出される転換価額が275円を下回るときは、本新株予約権付社債の発行を中止する。ただし、転換価額は本項第（９）号乃至第(15)号に定めるところにより調整されることがある。

（８）　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

①　本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②　本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本号①記載の資本金等増加限度額から本号①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（９）　当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(10)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更が生じる場合または変更が生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「新株発行等による転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

ご注意：この文書は、当社が 130％コールオプション条項付第５回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書およびその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行・処分株式数}}$$

(10) 新株発行等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(14)号②に定める時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合

調整後の転換価額は、払込期日または払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

② 当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当て等をする場合

調整後の転換価額は、当該株式分割または無償割当て等により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

③ 本項第(14)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）または当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、または行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合。なお、新株予約権無償割当ての場合（新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。以下同じ。）は、新株予約権を無償として当該新株予約権を発行したものとして本③を適用する。

調整後の転換価額は、発行される証券（権利）または新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てが当初の転換価額で取得されまたは当初の転換価額で行使されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券（権利）または新株予約権の払込期日または払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。

ただし、本③に定める証券（権利）または新株予約権の発行（新株予約権無償割当ての場合を含む。）が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表のうえ社債管理者に通知したときは、調整後の転換価額は、当該証券（権利）または新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）については、交付の対象となる新株予約権を含む。）について、当該証券（権利）または新株予約権の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求もしくは取得条項に基づく取得もしくは当該証券（権利）もしくは新株予約権の行使が可能となった日（以下「転換・行使開始日」という。）の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得または当該証券（権利）もしくは新株予約権の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

④ 本号①乃至③の場合において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付

ご注意：この文書は、当社が 130%コールオプション条項付第５回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書およびその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

する。ただし、株式の交付については本項第(20)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c}\text{調整前}\\ \text{転換価額}\end{array} - \begin{array}{c}\text{調整後}\\ \text{転換価額}\end{array}\right) \times \begin{array}{l}\text{調整前転換価額により当該}\\ \text{期間内に交付された株式数}\end{array}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に１株未満の端数を生じる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

(11) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(12)号に定める特別配当を実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\begin{array}{c}\text{調整後}\\ \text{転換価額}\end{array} = \begin{array}{c}\text{調整前}\\ \text{転換価額}\end{array} \times \frac{\text{時価}-\text{１株あたり特別配当}}{\text{時価}}$$

「１株あたり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各社債の金額（金100万円）あたりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。１株あたり特別配当の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

(12) ① 「特別配当」とは、下記のいずれかの事業年度内に到来する各基準日に係る当社普通株式１株あたりの剰余金の配当（配当財産が金銭であるものに限り、会社法第455条第２項および第456条の規定により支払う金銭を含む。）の額に当該基準日時点における各社債の金額（金100万円）あたりの本新株予約権の目的となる株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金（基準配当金は、各社債の金額（金100万円）を転換価額等決定日に確定する転換価額で除して得られる数値（小数第１位まで算出し、小数第１位を切り捨てる。）に８を乗じた金額とする。）に当該事業年度に係る本①に定める比率（当社が当社の事業年度を変更した場合には、本①に定める事業年度および比率は社債管理者と協議のうえ合理的に修正されるものとする。）を乗じた金額を超える場合における当該超過額をいう。

平成26年３月31日に終了する事業年度 1.30
平成27年３月31日に終了する事業年度 1.69
平成28年３月31日に終了する事業年度 2.20
平成29年３月31日に終了する事業年度 2.86
平成30年３月31日に終了する事業年度 3.71

② 特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条または第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

(13) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が１円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

(14) ① 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

② 転換価額調整式で使用する「時価」は、新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額を適用する日（ただし、本項第(10)号④の場合は基準日）または特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日、に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

ご注意：この文書は、当社が 130%コールオプション条項付第５回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書およびその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

③　新株発行等による転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の30日前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除し、当該転換価額の調整前に本項第(10)号または第(15)号に基づき発行・処分株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ発行・処分されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する発行・処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(15)　当社は、本項第(10)号および本項第(11)号に掲げた事由によるほか、次の本号①乃至⑤に該当する場合は社債管理者と協議のうえその承認を得て、転換価額の調整を適切に行うものとする。

①　株式の併合、合併、会社分割または株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

②　本号①のほか、当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

③　当社普通株式の株主に対する他の種類株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。

④　金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当が、経済的に特別配当に相当するために転換価額の調整を必要とするとき。

⑤　転換価額を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価が、他方の事由によって調整されているとみなされるとき。

(16)　本項第(９)号乃至第(15)号に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額およびその適用の日その他必要な事項を社債管理者に通知し、かつ、適用の日の前日までに必要な事項を公告する。ただし、適用の日の前日までに前記の公告を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。この場合の公告の方法は、第26項に定める。

(17)　本新株予約権の行使請求受付事務は、第32項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。

(18)　①　本新株予約権の行使請求は、振替機関または口座管理機関に対し行使請求に要する手続を行い、行使請求期間中に振替機関または口座管理機関により行使請求受付場所に行使請求の通知が行われることにより行われる。

②　振替機関または口座管理機関に対し行使請求に要する手続を行った者は、その後これを撤回することができない。

(19)　本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債についての弁済期が到来するものとする。

(20)　当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

(21)　当社が当社普通株式について、一定の数の株式をもって株主が株主総会または種類株主総会において一個の議決権を行使することができる一単元の株式とする旨の定めを廃止しまたは変更する場合等、本書の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社および社債管理者が協議して必要な措置を講じる。

ご注意：この文書は、当社が 130%コールオプション条項付第５回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書およびその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(22)　当社が、組織再編行為を行う場合は、第12項第(４)号に基づき本社債の繰上償還を行う場合を除き、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本号①乃至⑧の内容のもの（以下「承継新株予約権」という。）を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本書の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。ただし、吸収分割または新設分割を行う場合は、本号①乃至⑧の内容に沿って、その効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して当該本新株予約権に代えて承継会社等の承継新株予約権を交付し、承継会社等が本社債に係る債務を承継する旨を、吸収分割契約または新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

①　交付する承継会社等の承継新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。

②　承継新株予約権の目的たる承継会社等の株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③　承継新株予約権の目的たる承継会社等の株式の数の算定方法

行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の金額の合計額を下記④に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

④　承継新株予約権付社債の転換価額

組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権の新株予約権者がこれを行使したときに受領できるように、承継新株予約権付社債（承継新株予約権を承継会社等に承継された本社債に付したものをいう。以下同じ。）の転換価額を定める。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権付社債の転換価額は、本項第(９)号乃至第(15)号に準じた調整を行う。

⑤　承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額またはその算定方法

交付される各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権に係る各本社債を出資するものとし、各承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各社債の金額と同額とする。

⑥　承継新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為の効力発生日（当社が本項第(４)号④に定める期間を指定したときは、当該組織再編行為の効力発生日または当該期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日）から、本項第(４)号に定める本新株予約権の行使請求期間の満了日までとする。

⑦　承継新株予約権の行使の条件および承継新株予約権の取得条項

本項第(５)号および本項第(６)号に準じて決定する。

⑧　承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

本項第(８)号に準じて決定する。

14. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債には利息が付されないことおよび本社債の払込金額等その他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株

ご注意：この文書は、当社が 130%コールオプション条項付第５回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書およびその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

15. 担保提供制限

（1） 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債のために当社の資産に担保権を設定する場合（当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合および当社の特定の資産につき当社の特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。以下同じ。）は、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第２条第22号に定義される新株予約権付社債であって、会社法第236条第１項第３号の規定により、新株予約権の内容として当該新株予約権付社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とするものをいう。

（2） 前号に基づき設定した担保権が本社債を担保するに十分でないときは、当社は本新株予約権付社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定する。

（3） 当社が吸収合併、株式交換または吸収分割により、担保権の設定されている吸収合併消滅会社、株式交換完全子会社または吸収分割会社の転換社債型新株予約権付社債を承継する場合には、前２号は適用されない。

16. 担保付社債への切換

（1） 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも本新株予約権付社債のために社債管理者が適当と認める担保権を、担保付社債信託法に基づき設定することができる。

（2） 当社が第15項または前号により本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第４項の規定に準じて公告する。

17. 特定資産の留保

（1） 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも当社の有する特定の資産（以下「留保資産」という。）を本新株予約権付社債以外の債務に対し担保提供を行わず本新株予約権付社債のために留保する旨の特約を社債管理者との間に締結することができる。

（2） 前号の場合、当社は社債管理者との間で次の①乃至⑦についても同時に特約を締結する。

① 留保資産のうえに本社債権者の利益を害すべき抵当権、質権その他の権利もしくはその設定の予約、または本新株予約権付社債の担保とすることを妨げる約束が一切存在しないことを当社が保証する旨。

② 当社は社債管理者の書面による承諾なしに留保資産を他に譲渡もしくは貸与しない旨。

③ 当社は原因の如何にかかわらず、留保資産の価額の総額が著しく減少したとき、または留保資産を害するおそれのある場合は、ただちに書面により社債管理者に通知し、その指示に従う旨。

④ 当社は社債管理者が本新株予約権付社債に係る債権の保全のために必要と認め請求したときは、ただちに社債管理者の指定する資産を留保資産に追加する旨。

⑤ 当社は本社債の未償還残高の減少またはやむを得ない事情がある場合には、社債管理者の事前の書面による承諾を得て、留保資産の一部または全部につき社債管理者が適当と認める他の資産と交換し、または、留保資産から除外することができる旨。

⑥ 当社は社債管理者が本新株予約権付社債権保全のために必要と認め請求したときは、ただちに本新株予約権付社債のために留保資産に担保付社債信託法に基づき担保権を設定する旨。

⑦ 前⑥の場合、留保資産のうえに社債管理者が適当と認める担保権を設定できないときは、当社は本新株予約権付社債のために社債管理者が適当と認める他の資産のうえに担保付社債信託法に基づき担保権を設定する旨。

（3） 本項第(1)号の場合、社債管理者は、本社債権者保護のために必要と認められる措置をとるこ

ご注意：この文書は、当社が 130%コールオプション条項付第５回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書およびその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

とを当社に請求することができる。

（４）　当社が吸収合併、株式交換または吸収分割により、担保権が設定されている、または留保資産提供が行われている吸収合併消滅会社、株式交換完全子会社または吸収分割会社の転換社債型新株予約権付社債を承継する場合は、本項第（１）号および本項第（２）号は適用されない。

18. 担保提供制限に係る特約の解除

当社が、第15項または第16項第（１）号により本新株予約権付社債のために担保権を設定した場合、または、第17項により本新株予約権付社債のために留保資産を留保した場合で社債管理者が承認したときには、以後、第15項および第21項第（２）号は適用されない。

19. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失し、第26項に定めるところにより、その旨を公告するものとする。ただし、第15項または第16項第（１）号の定めるところにより当社が本新株予約権付社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定した場合であって、社債管理者が承認したときには、本項第（２）号に該当しても期限の利益を喪失しない。

（１）　当社が第12項の規定に違背したとき。

（２）　当社が第15項の規定に違背したとき。

（３）　当社が第13項第（９）号乃至第(16)号、第16項第（２）号、第20項、第21項、第22項、第23項第（２）号または第26項に定める規定に違背し、社債管理者の指定する期間内にその履行または補正をしないとき。

（４）　当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

（５）　当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が５億円を超えない場合は、この限りではない。

（６）　当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。

（７）　当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受け、または解散（合併の場合を除く。）したとき。

（８）　当社がその事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押もしくは仮処分の執行もしくは競売（公売を含む。）の申立てを受け、または滞納処分としての差押を受ける等当社の信用を著しく害損する事実が生じ、かつ社債管理者が本社債権者の権利保全上、本社債の存続を不適当であると認めたとき。

20. 社債管理者に対する定期報告

（１）　当社は、随時社債管理者にその事業の概況を報告し、また、毎事業年度の決算および剰余金の分配（会社法第454条第５項に定める中間配当を含む。）については、取締役会決議後ただちに書面をもって社債管理者にこれを通知する。ただし、当該通知については、当社が本項第（２）号に定める社債管理者への通知を行った場合または書類を社債管理者に提出した場合はこれを省略することができる。当社が会社法第441条第１項に定められた一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。

（２）　当社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書およびその添付資料の写しを当該事業年度経過後３か月以内に、四半期報告書の写しを当該各期間経過後45日以内に社債管理者に提出する。金融商品取引法第24条の４の２に定める確認書および金融商品取引法第24条の４の４に定める内部統制報告書についても上記書類の取扱に準ずる。また、当社が臨時報告書および訂正報告書

ご注意：この文書は、当社が 130%コールオプション条項付第５回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書およびその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

を財務局長等に提出した場合には遅滞なくこれを社債管理者に提出する。ただし、当社が金融商品取引法第27条の30の３に基づき有価証券報告書、四半期報告書または臨時報告書およびそれらの訂正報告書（添付資料を含み、以下「報告書等」という。）の電子開示手続きを行う場合は、これら報告書等を財務局長等に提出した旨の社債管理者への通知をもって社債管理者への報告書等の提出に代えることができる。

21. 社債管理者に対する通知

（１）　当社は、本新株予約権付社債発行後、社債原簿に記載すべき事由が生じたときならびに変更が生じたときは、遅滞なく社債原簿にその旨の記載を行い、代表者の記名捺印した書面によりこれを社債管理者に通知する。

（２）　当社は、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債のために担保提供を行う場合には、遅滞なく書面によりその旨ならびにその債務額および担保物その他必要な事項を社債管理者に通知する。

（３）　当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知する。

①　事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与しようとするとき。

②　当社の事業の全部または重要な一部の管理を他に委託すること。

③　事業の全部もしくは重要な事業の一部を休止もしくは廃止しようとするとき。

④　資本金の額または準備金の額を減少しようとするとき。

⑤　株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社になろうとするとき。

⑥　組織変更、合併または会社分割をしようとするとき。

⑦　解散を行うこと。

⑧　第12項第（４）号または第（５）号に係る事実を公表するとき。

（４）　当社は、次の各場合には、ただちに書面により社債管理者へその旨を通知する。

①　支払停止になったとき、または手形交換所もしくはこれに準ずる電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。

②　社債を除く借入金債務について期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

③　事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押もしくは仮処分の執行または担保権の実行としての競売（公売を含む。）の申立て、または滞納処分を受けたとき。

④　当社または第三者により、当社について破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てがあったとき。

22. 繰上償還の場合の通知および公告

（１）　当社が第12項第（４）号の規定により本社債を繰上償還しようとする場合は、当社は当該償還期日の少なくとも60日前に書面により繰上償還しようとする旨その他必要事項を社債管理者に通知する。

（２）　当社が第12項第（５）号に定める繰上償還をする場合は、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日（第12項第（５）号③ただし書の場合は60日間の末日）から７日以内にその旨および期日その他必要事項を書面で社債管理者に通知する。

（３）　当社が第12項第（６）号の規定により本社債を繰上償還しようとする場合は、第12項第（６）号に定める20連続取引日の最終日から７日以内に繰上償還しようとする旨その他必要な事項を書面で社債管理者に通知する。

（４）　第12項第（４）号乃至（６）号に定める繰上償還をする場合の公告は、第26項に定める方法によりこれを行う。

23. 社債管理者の調査権限

（１）　当社は、社債管理者が本社債権保全のために必要と認め請求した場合には、当社ならびに当社の

ご注意：この文書は、当社が 130%コールオプション条項付第５回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書およびその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

連結子会社および持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書を提出しなければならない。また、社債管理者は、当社の費用で自らまたは人を派遣して当社ならびに当社の連結子会社および持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等につき調査を行うことができる。

（２）　前号の場合で、社債管理者が当社ならびに当社の連結子会社および持分法適用会社の調査を行うときは、当社は、これに協力する。

24. 債権者の異議手続における社債管理者の権限

社債管理者は、会社法第740条第２項本文の規定にかかわらず、同条第１項に定める異議の申立てに関し、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることは行わない。

25. 社債管理者の辞任

（１）　社債管理者のうちのいずれかの者は、以下に定める場合その他正当な事由があるときは、社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。ただし、社債管理者のうち残存する者がある場合には、当該残存する者のみで社債管理者の事務を行うことができる。

①　本社債権者と社債管理者または社債管理者のうちいずれかの者との間で利益が相反する場合（利益が相反するおそれがある場合を含む。）

②　社債管理者または社債管理者のうちいずれかの者が、社債管理者としての業務の全部または重要な業務の一部を休止または廃止しようとする場合

（２）　前号の場合には、当社ならびに辞任および残存する者（残存する者がいない場合は承継する者）は、遅滞なくかかる変更によって必要となる手続を行わなければならない。

26. 社債権者に通知する場合の公告

本新株予約権付社債に関して社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行する各１種以上の新聞紙（重複するものがあるときは、これを省略することができる。）への掲載または社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。また、社債管理者が社債権者のために必要と認めて公告する場合には、代表社債管理者の定款所定の方法によりこれを行う。

27. 社債要項および管理委託契約証書の公示

当社および社債管理者は、その本店に本新株予約権付社債の社債要項および管理委託契約証書の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供するものとする。

28. 社債権者集会

（１）　本新株予約権付社債の社債権者集会は、当社または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の３週間前までに社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。

（２）　本新株予約権付社債の社債権者集会は横浜市においてこれを行う。

（３）　本新株予約権付社債の総額（償還済みの額を除く。）の10分の１以上にあたる本新株予約権付社債を有する社債権者は、本新株予約権付社債に係る社債等振替法第222条第３項の規定による書面を社債管理者に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社または社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。なお、当社が有する本新株予約権付社債の金額の合計額は本社債の総額に算入しない。

（４）　本新株予約権付社債および本新株予約権付社債と同一の種類（会社法の定めるところによる。）の社債の社債権者集会は、一つの社債権者集会として開催される。前３号の規定は、本号の社債権者集会について準用する。

29. 申込期間

転換価額等決定日の翌営業日から転換価額等決定日の２営業日後の日まで。

ご注意：この文書は、当社が 130%コールオプション条項付第５回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書およびその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

30. 新株予約権の割当日および社債の払込期日（発行日）

平成26年３月４日(火)から平成26年３月６日(木)までの間のいずれかの日。ただし、転換価額等決定日の５営業日後の日とする。

31. 振替機関

株式会社証券保管振替機構

32. 行使請求受付場所

株主名簿管理人　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部

33. 発行代理人および支払代理人

株式会社横浜銀行

34. 償還金の支払

本社債に係る償還金は、社債等振替法および振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

35. 募集方法

一般募集

36. 引受会社

ＳＭＢＣ日興証券株式会社を主幹事とする引受団

37. 申込取扱場所

引受会社の本店および国内各支店

38. 引受会社の対価

引受会社に対して引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、本社債の発行価格（募集価格）の総額と引受会社が当社に払込む金額である本社債の払込金額の総額との差額を引受会社の対価とする。

39. 取得格付

Ａ－（株式会社日本格付研究所）

40. 上場申請の有無

有（株式会社東京証券取引所）

41. 振替機関への同意

平成20年９月１日同意書提出

42. 上記に定めるものの他、第12項の「組織再編行為償還金額」の表中の数値の決定その他本新株予約権付社債の発行に必要な一切の事項の決定については、取締役社長　浅井 俊之に一任する。

43. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社が 130%コールオプション条項付第５回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書およびその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

【ご参考】

1．調達資金の使途

（1）　今回の調達資金の使途

本新株予約権付社債発行による差引手取概算額 4,980 百万円については、全額を平成 28 年３月までに当社の設備投資に充当する予定であります。具体的には、平成 26 年４月までに 1,085 百万円を茨城県神栖市における保管設備の新設および増強資金に、平成 27 年 12 月までに 800 百万円を宮城県仙台市における保管設備の新設および増強資金に、平成 28 年３月までに 1,726 百万円を車両および機械の購入資金に、平成 27 年３月までに 1,033 百万円を各施設の増改築資金、310 百万円を情報ネットワークの強化（ソフトウェア等）に係る資金、26 百万円を工具、器具および備品の購入資金に充当する予定であります。また、上記手取金は、実際の充当時期までは安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

なお、当社グループの設備投資計画については、平成 26 年２月 17 日現在（ただし、投資予定金額における既支払額は平成 26 年１月 31 日現在）、以下のとおりとなっております。

会社名 事業所名	所在地	セグメントの名称	必要性	投資予定金額		資金調達方法	着手および完了予定		完成後の増加能力
				総額 （百万円）	既支払額 （百万円）		着手	完了	
当社	茨城県 神栖市	物流事業	保管設備の増強	1,663	578	新株予約権付社債発行資金	平成 25 年 9 月	平成 26 年 4 月	土地 18,131 ㎡ 倉庫 12,669 ㎡
当社	福岡県 北九州市	物流事業	保管設備の増強	1,000	－	自己資金	平成 28 年 4 月	平成 29 年 3 月	倉庫 13,200 ㎡
当社	宮城県 仙台市	物流事業	保管設備の増強	1,300	－	新株予約権付社債発行資金および 自己資金	平成 26 年 11 月	平成 27 年 12 月	土地 23,362 ㎡ 倉庫 9,900 ㎡
当社 グループ	東京都 足立区	物流事業	保管設備の増強	1,500	－	自己資金および 借入金	平成 27 年 6 月	平成 28 年 6 月	倉庫 13,287 ㎡
当社 グループ	岡山県 倉敷市他	物流事業	保管設備の増強	1,000	－	自己資金および 借入金	平成 28 年 8 月	平成 29 年 8 月	倉庫 13,200 ㎡
当社 グループ	神奈川県 横浜市他	物流事業	事業用建物の増築等	2,007	274	自己資金および 新株予約権付社債発行資金	平成 25 年 4 月	平成 28 年 3 月	建物・構築物の増設購入
当社 グループ	神奈川県 横浜市他	物流事業	輸送荷役能力の確保	3,102	645	自己資金および 新株予約権付社債発行資金	平成 25 年 4 月	平成 28 年 3 月	車両・機械の増車購入
当社 グループ	神奈川県 横浜市他	物流事業	事務荷役能力の確保	56	15	自己資金および 新株予約権付社債発行資金	平成 25 年 4 月	平成 28 年 3 月	工具・器具・備品の購入
当社 グループ	神奈川県 横浜市他	物流事業	３ＰＬシステムの向上	1,060	150	自己資金および 新株予約権付社債発行資金	平成 25 年 4 月	平成 28 年 3 月	情報ネットワークの強化
計	－	－	－	12,688	1,662	－	－	－	－

（注）　上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

（2）　前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

ご注意：この文書は、当社が 130％コールオプション条項付第５回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書およびその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

（３）　業績に与える影響

今期の業績に与える影響はありません。

２．株主への利益配分等

（１）　利益配分に関する基本方針

当社の益配分につきましては、株主の皆様に対する利益の還元が経営の重要政策の一つであると認識しており、会社の業績と配当性向、株主資本利益率などを総合的に勘案し、長期的に安定した配当を継続することを基本方針としております。

（２）　配当決定にあたっての考え方

当社は、中間配当と期末配当の年２回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

（３）　内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、倉庫や諸施設の新設、輸送力拡充や環境対応のための車両・機械の購入、さらには高度情報化社会に対応するための情報システムの整備などへの投資を重視し、経営基盤のより一層の強化をはかり長期にわたって安定した業績を維持できる企業をめざしてまいります。

（４）　過去３決算期間の配当状況等

	平成23年３月期	平成24年３月期	平成25年３月期
１株当たり連結当期純利益	20.25円	29.32円	28.40円
１株当たり年間配当金 （内１株当たり中間配当金）	8.00円 (4.00円)	9.00円 (5.00円)	8.00円 (4.00円)
実績連結配当性向	39.5%	30.7%	28.2%
自己資本連結当期純利益率	3.4%	4.9%	4.5%
連結純資産配当率	1.4%	1.5%	1.3%

(注) １．実績連結配当性向は、１株当たり年間配当金を１株当たり連結当期純利益で除した数値です。

２．自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を、自己資本（連結純資産額合計から少数株主持分を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値です。

３．連結純資産配当率は、１株当たりの年間配当金を１株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。

３．その他

（１）　配分先の指定

該当事項はありません。

（２）　潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

（３）　過去３年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①　エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

ご注意：この文書は、当社が 130%コールオプション条項付第５回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書およびその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

② 過去３決算期間および直前の株価等の推移

	平成23年３月期	平成24年３月期	平成25年３月期	平成26年３月期
始　　値	340円	287円	266円	337円
高　　値	350円	293円	376円	377円
安　　値	218円	234円	221円	294円
終　　値	291円	267円	336円	323円
株価収益率	14.37倍	9.11倍	11.83倍	―倍

（注）１．株価は、株式会社東京証券取引所市場におけるものであります。
２．平成26年３月期の株価等については、平成26年２月14日（金）現在で記載しております。
３．株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の１株当たり連結当期純利益で除した数値です。また、平成26年３月期については未確定のため記載しておりません。

③ 過去５年間に行われた第三者割当増資における割当先の保有方針の変更等
該当事項はありません。

（４） ロックアップについて

当社はＳＭＢＣ日興証券株式会社に対して、転換価額等決定日に始まり、本新株予約権付社債の払込期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、ＳＭＢＣ日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式および当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行または売却（株式分割およびストックオプション等に関わる発行もしくは交付並びに平成20年６月27日開催の当社定時株主総会において承認され、平成23年６月29日開催の当社定時株主総会において継続することが承認された「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」に基づく新株予約権の無償割当てによる発行、当該無償割当てにより発行された新株予約権の行使による当社普通株式の交付および当該新株予約権の当社による取得に際して当該新株予約権の保有者に対して行われる当社普通株式の交付等を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記の場合において、ＳＭＢＣ日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部もしくは全部につき解除し、またはそのロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

以　上

ご注意：この文書は、当社が 130%コールオプション条項付第５回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書およびその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。